

中小企業 原油価格・物価高騰等 対策支援事業補助金

原油価格や物価高騰等の影響により、売上げや利益が減少している中小事業者等の経営基盤の強化を図るため新たな設備等の導入による省エネルギーや業務効率化等を図る取組を支援します。

補助金額 (補助率3/4以内) ※いずれの枠においても1事業者につき申請は1回のみ

小規模事業者枠

上限

100万円

※補助申請金額の下限:10万円

中小企業者枠

上限

500万円

※補助申請金額の下限:50万円

申請
受付期間

令和4年

7月29日(金)~

令和4年

8月19日(金)

消印有効

※いずれの枠においても申請受付期間終了後に審査会を実施し、交付対象者を決定

問い合わせ先・申請書の提出先

中小企業原油価格・物価高騰等対策支援事業補助金事務局
〒755-0151 宇部市西岐波区宇部臨空頭脳パーク11番

☎0836-39-8366

[Eメール]info@yamaguchi-genyu.jp

お問い合わせ等の受付は
平日 9:00~17:00



山口県 原油価格・物価高騰等補助金

検索



対象者

山口県内に事業所を有する中小事業者等で以下の要件を満たす者

- (1) 令和3年11月から令和4年5月のうち、任意の3ヶ月の合計売上高または売上総利益が前年又は前々年の同期と比較して減少している事業者
- (2) 山口県内で以下の取組を行う事業者
 - ① 省エネルギー機器の導入
 - ② 業務効率化に資する機器の導入

詳細は募集要領
(事務局ホームページ掲載)で
ご確認ください。

対象経費

省エネルギーや業務効率化に資する新たな設備等の導入に要する経費

【対象経費の例】

- 省エネルギー設備等の導入に係る経費
 - ・ 調光制御設備、高効率空調設備等の導入経費
- 業務効率化に資する生産設備等の導入に係る経費
 - ・ 既存の生産設備の更新等のための経費

対象となる期間

令和4年4月1日(金)～令和4年12月23日(金)

※ 交付決定前に発生した事業に要する経費についても、令和4年4月1日以降に支出した経費については対象となります。ただし、領収書等支出証拠書類が必要となります。

申請方法

原則として郵送または電子申請

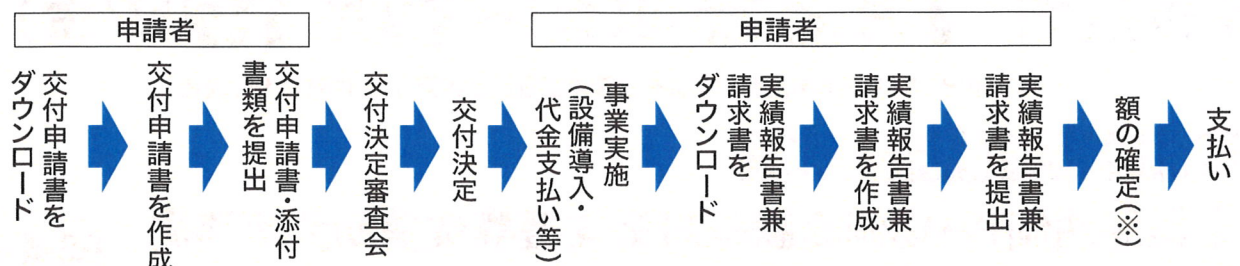
(郵送の場合、簡易書留など追跡ができる方法)

※ 感染防止のため、提出先への持参はお控えください。

必要書類

- ・ 申請書
- ・ 事業収入の減少を確認できる書類の写しなど

交付申請から補助金支払いまでの流れ



※ 額の確定にあたり、事務局が事業所を訪問し、現地確認を行うことがあります。